

「地域雇用開発助成金」の対象となる「過疎等雇用改善地域」の指定地域が、平成31年4月に変わります。

1. 過疎等雇用改善地域（若年層・壮年層の流出が著しい地域）について

過疎等雇用改善地域（長崎県内）

H30.4.1～ H31.3.31 までの指定地域	長崎市のうち伊王島町・高島町・野母崎町・外海町・池島の地域 佐世保市のうち宇久島・寺島・高島・黒島の地域 平戸市のうち大島・度島・高島の地域 松浦市のうち黒島・青島・飛島の地域 壱岐市、五島市、西海市、南島原市、新上五島町、小値賀町（六島・野崎島・納島・小値賀島・黒島・大島・斑島）
H31.4.1～ H32.3.31 までの指定地域	長崎市のうち伊王島町・高島町・野母崎町・外海町・池島の地域 佐世保市のうち宇久島・寺島・高島・黒島の地域 平戸市のうち大島・度島・高島の地域 松浦市のうち黒島・青島・飛島の地域 壱岐市、西海市、小値賀町（六島・野崎島・納島・小値賀島・黒島・大島・斑島） ※H31.3.31をもって「南島原市」「五島市」「新上五島町」が指定地域から外れます。

上記変更に伴い、「地域雇用開発助成金」の計画受付も変更になります。

南島原市、五島市、新上五島町の地域において、事業所の設置・整備を計画されている事業主の方で、過疎等雇用改善地域を対象とした地域雇用開発助成金を活用する場合は、「地域雇用開発助成金計画書」を平成31年3月29日（金）までに管轄のハローワーク又は長崎労働局へ提出していただく必要があります。

※ただし、五島市及び新上五島町については、特定有人国境離島等地域に該当するため、法律（*）の適用期間中は同助成金の利用は可能です。

（* 有人国境離島地域の保全および特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）

※地域雇用開発助成金については裏面をご参照ください。

2. 同意雇用開発促進地域（求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域）について

同意雇用開発促進地域（長崎県内）

同意雇用開発促進地域	指定期間	構成市町	平成31年4月以降の取扱い
大村・東彼杵地域	H28.10.1～H31.9.30	大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	H31.9.30まで対象地域
平戸・松浦地域	H28.10.1～H31.9.30	平戸市、松浦市	H31.9.30まで対象地域
五島地域	H29.4.1～H32.3.31	五島市、新上五島町	H32.3.31まで対象地域

3. 特定有人国境離島等地域について

特定有人国境離島等地域（長崎県内）

市町（地域）	特定有人国境離島等地域を構成する離島
対馬市（対馬）	対馬、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島
壱岐市（壱岐島）	壱岐島、若宮島、原島、長島、大島
佐世保市（五島列島）	宇久島、寺島
小値賀町（五島列島）	六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島、斑島
新上五島町（五島列島）	中通島、頭ヶ島、桐ノ小島、若松島、日島、有福島、漁生浦島
五島市（五島列島）	奈留島、前島、久賀島、蕨小島、花島、福江島、赤島、黄島、黒島、島山島、嵯峨ノ島
西海市（五島列島）	江島、平島

「地域雇用開発助成金」とは

地域雇用開発促進法第2条による雇用開発促進地域において、事業所の設置・整備（増設、機械・車両など動産の購入）や創業を行い、その地域に居住する求職者をハローワークの紹介などにより雇い入れた場合に助成金を支給する制度です。事業所の設置・整備を行う前に「計画書」を提出するなど、一定の支給要件があります。

※助成金の対象となる制度の概要など詳しくは、長崎労働局（職業対策課）又は管轄のハローワークへお問い合わせください。

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
長崎労働局職業対策課	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6F	095-801-0042
ハローワーク長崎	長崎市宝栄町4-25	095-862-8609（代表）
ハローワーク西海	西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷412	0959-22-0033
ハローワーク佐世保	佐世保市稲荷町2-30	0956-34-8609（代表）
ハローワーク諫早	諫早市幸町4-8	0957-21-8609（代表）
ハローワーク大村	大村市松並1-213-9	0957-52-8609
ハローワーク島原	島原市片町633	0957-63-8609
ハローワーク江迎	佐世保市江迎町長坂182-4	0956-66-3131
ハローワーク五島	五島市福江町7-3	0959-72-3105
ハローワーク対馬	対馬市厳原町中村642-2	0920-52-8609
ハローワーク壱岐	壱岐市郷ノ浦町本村触620-4	0920-47-0054

